

第7次 相馬市障がい者計画  
第7期 相馬市障がい福祉計画  
第3期 相馬市障がい児福祉計画





## はじめに

本市は、令和3年3月に「第6次相馬市障がい者計画」、「第6期相馬市障がい福祉計画」及び「第2期相馬市障がい児福祉計画」を策定し、障がいがあっても住み続けたいと思う相馬市を目指し、障がい者施策の総合的・計画的な推進及び福祉サービスの提供に努めて参りました。



この間、国の障がい者施策の分野において、「障害者差別解消法」の改正や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行、「障害者基本計画（第5次）」の策定を始め、障がいのある方の自立と社会参加の支援のための各種法整備が行われました。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、社会的な行動が制限され、医療・福祉サービスの提供に制約が生じたほか、就労機会の減少にもつながり、障害福祉施策にも大きく影響を及ぼしました。令和5年5月8日からは、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、人々の日常もコロナ禍前のように戻りつつあります。

こうした中、発達障がい児の増加や障がい福祉サービスへのニーズも多様化・増加しており、新たな課題への対応や障がい者の重度化・高齢化・親亡き後の問題など複合的支援体制の構築が必要となっています。

このような障がいのある方を取り巻く環境の変化や新たな国等の動向、指針等を踏まえ、この度、令和8年度を目標年度とする「第7次相馬市障がい者計画」、「第7期相馬市障がい福祉計画」及び「第3期相馬市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後は、本計画の基本理念『障がいのある方も、ない方も 地域、暮らし、いきがいをともに創り ともに支え合い 高めあうことができる「地域共生社会」の実現』のもと、全市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる地域社会の実現、「ノーマライゼーションを常識とする相馬市」を目指し、市民の皆さまや事業者、関係機関等の皆さまと行政が一体となって、各種障がい者施策の着実な推進に努めて参りますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力をいただきました相馬市・新地町地域自立支援協議会委員の皆さま、ニーズ調査を通じて貴重なご意見等を賜りました市民の皆さま、障がい者団体、関係機関の皆さまに、心より感謝申し上げます。

令和6年3月

相馬市長 立谷 秀清

**第7次 相馬市障がい者計画**  
**第7期 相馬市障がい福祉計画 目次**  
**第3期 相馬市障がい児福祉計画**

はじめに.....	1
<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	<b>6</b>
第1節 計画策定の趣旨.....	6
第2節 計画の根拠と役割.....	7
第3節 計画の位置づけ.....	8
第4節 計画の期間.....	9
第5節 計画の策定体制.....	9
<b>第2章 障がいのある方の現状</b> .....	<b>12</b>
第1節 障がい者の概念.....	12
第2節 障がい者の現状.....	16
第3節 障がい者の雇用状況.....	27
第4節 就学等の状況.....	30
第5節 アンケート結果にみる障がい者の現状.....	32
第6節 現計画の進捗状況.....	47
<b>第3章 計画の基本理念と目標</b> .....	<b>54</b>
第1節 計画の基本理念.....	54
第2節 基本目標.....	55
第3節 障がい者計画の体系.....	56
<b>第4章 障がい者計画の展開</b> .....	<b>58</b>
第1節 差別解消・権利擁護.....	58
第2節 生活支援.....	60
第3節 デジタル活用共生社会へ向けた支援.....	63
第4節 保健・医療.....	65
第5節 教育・子育て.....	66
第6節 雇用・就業.....	69
第7節 生活環境.....	71
第8節 安全・安心.....	72
第9節 社会参加.....	73
<b>第5章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の展開</b> .....	<b>76</b>
第1節 計画の基本的な考え方.....	76
第2節 基本指針の見直しのポイント.....	81
第3節 成果目標の設定.....	83
第4節 障がい福祉サービス等の見込量及び確保のための方策.....	101
<b>第6章 計画の推進体制</b> .....	<b>130</b>
第1節 計画を推進するために.....	130
第2節 計画の点検・評価.....	131

第7章 資料編 .....	134
1 相馬市・新地町地域自立支援協議会設置要綱 .....	134
2 相馬市・新地町地域自立支援協議会委員名簿 .....	137
3 計画策定の経過 .....	144

本計画における「障害」と「障がい」の表記について

①「障害」の表記

法律、制度及び固有名称などが「障害」として定まっているもの

例：障害者基本法、国連障害者権利条約、特別障害者手当など

②「障がい」の表記

上記以外でひらがな表記が可能な部分については「障がい」と表記

例：障がい福祉、障がい者の〇〇〇〇